

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年2月2日（令和5年（行情）諮問第153号）

答申日：令和5年12月21日（令和5年度（行情）答申第566号）

事件名：公文書のデータ管理方式の変更に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月29日付け府サ情第69号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すべきであるとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書（補正を含む）によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人は、令和3年5月31日、本件請求文書を内容とする行政文書開示請求書を提出した。

（2）行政文書開示決定通知書の記載内容

これに対し、令和4年8月1日、開示決定を受領した。

（3）行政文書開示決定通知書の検討

しかし、上記開示内容は違法かつ不当である。即ち、開示資料は個別の情報を開示する資料で、本件請求人が求めているデータ管理をサーバに一元化し、職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組み自体を開示するものではない。データ管理をサーバに一元化し、職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組みを直接明示する文書が存在しているはずである。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、上記第2の2(3)のとおりである。

2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁においては、本件開示請求を受けて、法11条を適用し、「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として、別紙2の1に掲げる文書1（以下「先行開示文書」という。）を特定し、その一部を開示した上で、「残りの部分」として、別紙2の2に掲げる文書2ないし文書13（本件対象文書。以下、単に「文書2」などという。）を特定し、別表（略）のとおり、その一部を開示する原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書について

「内閣府LAN（共通システム）」（以下「内閣府LAN」という。）とは、内閣府本府等が利用する行政LANシステム及び一般国民向けに公開するウェブシステム等のシステム全体の総称である。

また、「シンクライアント」とは、ユーザーが使うクライアント端末に必要最小限の処理をさせ、ほとんどの処理をサーバ側に集中させたシステムアーキテクチャ全般のことであり、審査請求人からの令和3年5月24日付け行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等（整理番号：847）」で述べられている「データ管理をサーバに一元化し、職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組み」のことである。

よって、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書は、内閣府LANのシンクライアント環境導入に係る文書であると解される。

(2) 内閣府LANにおいて、サーバの仮想化、行政端末のシンクライアント化等のシンクライアント環境を導入したのは平成30年度に運用を開始した現行のシステム（以下「平成31年内閣府LAN」という。）からである。

平成31年内閣府LANについては、平成27年度より、内閣府LANを所掌する大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室（以下「担当室」という。）において、検討を開始した。

まず、平成27年度において、担当室は、平成31年内閣府LANの

情報セキュリティに関する要件や仕様策定等の基礎となる方針の策定等のために、特定法人Aに「内閣府LAN（共通システム）に対する情報セキュリティ等対策方針作成支援業務」を委託した（文書11は当該委託事業の成果物（担当室と特定法人Aの会合の会議録を含む。）。）。担当室は特定法人Aの支援の下、情報セキュリティ対策等に関する基本方針を策定した。

平成28年度において、担当室は、平成31年内閣府LANの要件定義の検討のために、特定法人Aに「次期内閣府LAN（共通システム）調達要件定義策定等支援業務」を委託した（文書12は当該委託事業の成果物（担当室と特定法人Aの会合の会議録を含む。）。）。担当室は、特定法人Aの支援の下、後述の内閣府本府ICT等を活用した働き方改革ワーキンググループの報告書を踏まえ、平成31年内閣府LANの要件を策定した。この間において、担当室は、内閣府本府幹部会及び内閣府本府総括課長会議において平成31年内閣府LANの検討状況について報告（文書7及び文書8はそれぞれの会合の配布資料。）を行った上で、平成28年11月2日、内閣府本府における情報化推進のための合議制機関である内閣府本府情報化推進委員会を持ち回りで開催し（文書9及び文書10）、平成31年内閣府LANにおいて、シンククライアント環境の導入を含めた検討を進めることが決定された。

平成29年度において、担当室は、平成31年内閣府LANの調達内容の検討や調達手続等を行うために、特定法人Aに「次期内閣府LAN（共通システム）調達支援等業務」を委託した。担当室は、特定法人Aに、当該委託事業の成果物（文書13）の中で、平成31年内閣府LANの調達内容や調達手続きに係る資料等についてまとめさせた。

平成30年度においては、平成31年内閣府LANの構築を行うために、特定法人B及び特定法人Cに「内閣府LAN（共通システム）におけるサーバ・端末等の賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等」を委託し（別紙1の文書1は特定法人B及び特定法人Cとの契約書）、システム設計・構築作業を経て、平成31年1月より、平成31年内閣府LANの運用を開始した。

また、担当室は、平成31年内閣府LANの検討を踏まえつつ、ICT等を活用した働き方の改革について、特にシンククライアント環境下の観点から検討を行うことにした。

平成28年度において、内閣府本府情報化推進委員会は、内閣府本府におけるICT等を活用した働き方の改革について検討するため、同委員会の下に「内閣府本府ICT等を活用した働き方改革ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置した。WGは、平成28年4月27日から同年7月28日までの間に5回の会合を開催し（文書2ない

し文書6はWGの各会合の配布資料（各会合の議事概要を含む。）。）、報告書（文書6の中の「内閣府本府情報化推進委員会内閣府本府ICT等を活用した働き方改革ワーキンググループ報告書（案）」）を取りまとめた。シンクライアント環境の導入については、当該報告書において、平成28年度末に決定する平成31年内閣府LANの要件定義の中で、コスト、セキュリティを含めた精査を行った上で導入の可否を決定し、導入する場合は平成31年内閣府LANにおいて運用を開始することとされた。

（3）本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人からの本件開示請求は、平成31年内閣府LANにおいてシンクライアント環境を導入に係る文書の開示を求めるものである。

シンクライアント環境の導入の経緯については、上記（2）で述べたとおりであることから、処分庁においては、内閣府本府内において検討を行ったWGの配布資料（文書2ないし文書6。議事概要、報告書を含む。）、報告を行った内閣府本府幹部会及び内閣府本府総括課長会議の配布資料（文書7及び文書8）、平成31年内閣府LANの検討状況を決定した内閣府本府情報化推進委員会（持ち回り開催）の開催に係る文書（文書9）及び決裁文書（文書10）並びに担当室における検討の支援のための委託事業の成果物（文書11ないし文書13。担当室と特定法人Aの会合の会議録を含む。）を本件開示請求の対象文書として特定し、原処分を行った。

本件対象文書については、執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内の探索を入念に行った上で特定しており、審査請求人が開示を求める文書は当然含まれている。

例えば、「内閣府本府情報化推進委員会持ち回り開催（平成28年11月2日付）」（文書10）の中の「次期内閣府LANの検討状況について」には、データ管理をサーバに一元化し、職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組みであるシンクライアント方式を採用する方向である旨が明示されている。また「次期内閣府LAN（共通システム）に係る調達支援業務の成果物」（文書13）の中の「LAN調達仕様書（案）」及び「別冊LAN要件定義書（案）」（以下「要件定義書」という。）には、その具体的な方式が記述されている。

なお、審査請求人は、令和3年5月24日付け行政文書開示請求書において、「議会における想定問答集」及び「国会議員への説明資料」の開示を求めているが、通例、内部システムの仕組みの変更に係る検討に際しては、議会や国会議員への説明を行うものではないため、該当する文書は作成・取得していない。

（4）その他

審査請求人は、令和4年8月29日付けで、行政文書の開示の実施を申し出た。しかし、審査請求人が実施を求めたのは、本件対象文書の全てではなく、「内閣府本府情報化推進委員会ワーキンググループ（第1回）」（文書1）の最初の10枚と「内閣府本府情報化推進委員会の開催について（平成28年11月2日付持ち回り開催）」（文書10）の最後の5枚、「内閣府本府情報化推進委員会持ち回り開催（平成28年11月2日付）」（文書11）の5枚の合計20枚のみであった。

審査請求人は、本件審査請求において、「職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組みを直接明示する文書が存在しているはずである」と主張する。しかし、審査請求人に対し開示を実施した文書の一つである「内閣府本府情報化推進委員会持ち回り開催（平成28年11月2日付）」（文書11）の中の「次期内閣府LANの検討状況について」において「行政端末の処理方式は、シンクライアント方式。」と明記していること、また、審査請求人が実施を申し出なかった文書の中にも「シンクライアント環境」や「シンクライアント方式」は多数明記され、その具体的な仕組みが記述されていることから、対象文書の不足を主張する審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和5年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月17日 | 審議 |
| ④ | 同年12月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、相当の部分として先行開示文書を特定し、一部開示する決定を行い、残りの部分として本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条1号、2号ロ、4号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書の記載によれば、内閣府LANのシンクライアント環境を直接明示する文書の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書について、諮問庁は、上記第3の3のとおり、本件対象文書には、審査請求人が審査請求において主張する文書が多数含まれている旨説明する。

諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、内閣府LANの方式について、シンクライアント環境の導入経緯の文書であることが確認できることから、審査請求人の本件開示請求における開示請求内容に合致するものであると認められる。

また、他の本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、更に確認させたところ、諮問庁は、処分庁においては、本件開示請求を受けて、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内について、本件開示請求の対象文書を探索した上で、本件対象文書を特定し、念のため、審査請求時においても、執務室内、書庫及び共有ファイル内を探索したが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨補足して説明する。

(2) そうすると、上記第3の3の(3)及び(4)における諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、審査請求人において、他に先行開示文書及び本件対象文書以外の文書が存在するという具体的な根拠に関する主張もない上、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) 上記(1)で諮問庁が説明する探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

(4) 以上によれば、内閣府大臣官房において、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、内閣府大臣官房において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1（本件請求文書）

特定日付特定新聞 1 頁に「内閣府は 2 日の参院予算委員会の理事懇談会で、公文書のデータ管理方式を今年 1 月から新しくしたと説明した。データ管理をサーバに一元化し、職員が個別に使用する端末のパソコンにはデータが残らない仕組みに変更した。」旨記載されているが、この公文書のデータ管理方式変更に関する文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料・契約書・入札手続に関する文書等）（HP 等で公開されている資料はその旨記載して下さい）

別紙 2

1 先行決定において開示された文書

文書 1 契約書（内閣府 L A N（共通システム）におけるサーバ・端末等の賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等）の一部

2 本件対象文書

文書 2 内閣府本府情報化推進委員会ワーキンググループ（第 1 回）

文書 3 内閣府本府情報化推進委員会ワーキンググループ（第 2 回）

文書 4 内閣府本府 I C T 等を活用した働き方改革ワーキンググループ（第 3 回）

文書 5 内閣府本府 I C T 等を活用した働き方改革ワーキンググループ（第 4 回）

文書 6 内閣府本府 I C T 等を活用した働き方改革ワーキンググループ（第 5 回）

文書 7 次期内閣府 L A N の検討状況について（平成 2 8 年 1 0 月 6 日）

文書 8 次期内閣府 L A N の検討状況について（平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日）

文書 9 内閣府本府情報化推進委員会の開催について（平成 2 8 年 1 1 月 2 日付持ち回り開催）

文書 1 0 内閣府本府情報化推進委員会持ち回り開催（平成 2 8 年 1 1 月 2 日付）

文書 1 1 内閣府 L A N（共通システム）に対する情報セキュリティ等対策方針作成支援業務の成果物

文書 1 2 次期内閣府 L A N（共通システム）調達要件定義策定等支援業務の成果物

文書 1 3 次期内閣府 L A N（共通システム）に係る調達支援業務の成果物